

ウラン濃縮工場に係る新規制基準への 適合性確認のための申請内容について

2013年12月18日に施行された「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」等（以下、「新規制基準」という。）への適合性確認のため、原子炉等規制法に基づき、以下の申請を行った。

1. 加工事業変更許可申請

加工事業変更許可申請は、ウラン濃縮工場の基本設計等についてまとめたものであり、主要な変更項目は以下のとおりである。

○耐震設計に関する事項

○重大事故等の拡大の防止等に関する事項

- － 重大事故に至るおそれのある事故の選定及びこれに対処するための措置等

※変更内容の主旨は、添付資料を参照

2. 保安規定変更認可申請

保安規定変更認可申請は、運転管理、体制等の保安に関する運用についてまとめたものであり、主要な変更項目は以下のとおりである。

○重大事故等発生時の体制の整備に係る体制の整備

重大事故等発生時におけるウラン濃縮工場の保全のための活動を行う体制として、以下の事項を記載した計画を作成することを追加。

- － 重大事故等発生時に必要な要員の配置
- － 重大事故等発生時に活動を行う要員に対する教育及び訓練
- － 重大事故等発生時に活動を行うために必要な資機材の配備

○「加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」の制定による変更

以 上

主要な変更項目	変更内容の主旨
耐震設計	<p>○安全機能を有する施設は、耐震設計上の重要度を、地震により発生する可能性のあるウランによる環境への影響の観点から第1類、第2類及び第3類に分類し、新規制基準にて見直された設計水平地震力の割増係数に基づき耐震設計を行う。</p> <p>○なお、本施設においては、安全上重要な施設はなく、Sクラスに該当する施設はない。</p>
重大事故等の拡大の防止等	<p>○重大事故に至るおそれのある事故が発生した場合の条件等を適切に設定し、具体的かつ実行可能な対策を用意し、想定される事故に対して有効な手順を予め定める。なお、本施設においては重大事故の発生は想定されていない。</p> <p>○本施設で発生すると想定される重大事故に至るおそれのある事故は、設計想定を超える大地震等の何らかの起因事象により、均質・ブレンディング設備の均質槽及び中間製品容器が破損してUF₆が室内に漏えいし、建屋にも損傷が発生して建屋外へもUF₆が漏えいすることを想定する。</p> <p>○重大事故に至るおそれのある事故に対処するために必要な資機材、手順書、体制を整備し、訓練を行う。</p>